

【中学校夜間学級における日本語指導支援員 勤務条件等】

業務内容	○中学校夜間学級（以下、夜間中学という）の生徒への日本語指導 ○夜間中学の授業内での日本語指導補助 ○その他学校長が必要とする職務								
条件付採用期間	条件付採用期間あり（原則1か月）								
勤務場所	以下の夜間中学の中から1校に勤務 ・豊中市立第四中学校（豊中市服部本町4－5－7） ・守口市立さつき学園（守口市春日町13－26） ・東大阪市立意岐部中学校（東大阪市荒本西1－3－46） ・東大阪市立布施中学校（東大阪市太平寺2－1－39） ・八尾市立八尾中学校（八尾市緑ヶ丘1－17） ・岸和田市立岸城中学校（岸和田市野田町2－19－19） ・泉佐野市立佐野中学校（泉佐野市羽倉崎4－3－12）								
任用期間	令和8年4月上旬（予定）から令和9年3月31日まで 採用始期は4月上旬の予定です。確定し次第、明示します。								
報酬等	○報酬及び交通費を支給。（報酬等は府教育庁が定めるところにより変更する場合があります） ○報酬額：1時間につき2,500円。 ○交通費：通勤の事実の確認及び交通費の決定は、届出に基づき行います。 ○昇給、退職手当：なし ○期末手当、勤勉手当：原則、支給はありません。ただし、他の大阪府一般職非常勤職員と兼務される場合、条件によっては支給される場合があります。 （詳細は、市町村教育室小中学校課までご確認ください。）								
勤務時間及び休憩時間	○1日あたり3時間程度（16時～21時の間）、週あたり5日（15時間程度）、年間525時間以内。 ただし、勤務を要する日及び勤務時間の割振りは勤務する学校の校長が定めます。 ○時間外勤務 なし								
勤務回数	年間175回程度（週5日、35週程度）								
休日	日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始								
休暇等	○年次休暇：6月を超える期間の定めにより勤務する者に対し、一定の基準により付与。 ○特別休暇：あり（有給・無給）								
支払日	月の1日からその月の末日までの間における勤務時間の実績により計算した額が、翌月の10日（その日が週休日・休日に当たるときはその直前の金融機関営業日）に支給されます。								
退職	任用期間の満了により退職するものとする。								
社会保険等	【社会保険（健康保険、厚生年金保険）】 原則、適用はありませんので、ご自身で国民健康保険等に参加していただくことになりますが、下記の要件に該当する場合、健康保険（公立学校共済組合）及び一般厚生年金（日本年金機構）が適用されます。 <参考>社会保険の適応範囲の拡大（令和4年9月2日公立阪第288号抜粋） ※令和4年10月1日以降の公立学校共済組合の加入要件は、社会保険と同様です。 <table border="1"> <tr> <td>労働時間</td><td>週の所定労働時間が20時間以上</td></tr> <tr> <td>賃金</td><td>月額88,000円以上</td></tr> <tr> <td>勤務期間</td><td>継続して2ヶ月超の雇用の見込み</td></tr> <tr> <td>適用除外</td><td>学生でないこと（ただし、休学中、定時制、通信制等は適用）</td></tr> </table> 【雇用保険】 雇用時に定めた1週間の勤務時間が平均20時間以上で、31日以上任用期間がある場合、適用となります。	労働時間	週の所定労働時間が20時間以上	賃金	月額88,000円以上	勤務期間	継続して2ヶ月超の雇用の見込み	適用除外	学生でないこと（ただし、休学中、定時制、通信制等は適用）
労働時間	週の所定労働時間が20時間以上								
賃金	月額88,000円以上								
勤務期間	継続して2ヶ月超の雇用の見込み								
適用除外	学生でないこと（ただし、休学中、定時制、通信制等は適用）								
災害補償	労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の定めるところによります。								
服務	地方公務員法（昭和25年法律第261号）の定める服務に関する規定（法令等及び上司の職務上								

	の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務等）が適用されます。
任命権者	大阪府教育委員会

- ※ なお、具体的な勤務条件については、任用時の勤務労働条件明示書により確認してください。その詳細については、地方自治法及び地方公務員法並びに非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の関係法令により定めていますので、大阪府教育庁市町村教育室小中学校課に確認してください。
- ※ 勤務時間が事業場を異にする労働時間と通算して法定労働時間を超過するときは、事実確認の上、勤務時間の変更等を行う場合があります。
- ※ 標記の勤務条件等は、令和8年1月6日現在で予定されている内容です。今後、予算編成の過程及び令和8年3月末に閉会予定の大阪府議会における当該任用に係る予算の議決、活用している国庫補助金の大阪府への配分額や、内定時期等により、総勤務時間の減少や、採用開始時期の遅れ等、変更される場合があります。